

成田市広告付き自治体案内板設置維持管理業務仕様書

1 募集内容

(1) 事業名称 成田市広告付き自治体案内板設置維持管理業務

(2) 設置場所

成田市花崎町760番地

成田市役所本庁舎1階正面エントランス

(3) 事業内容

事業者が広告付き自治体案内板を作成し設置する。なお、その広告付き自治体案内板上に民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(4) 設置期間

市が指定した場所を使用した日から翌年の3月31日までとします。ただし、設置期間満了の3か月前までに市と事業者双方から意義の申出が無い場合については、5年を超えない範囲内で設置期間を延長することができる。

※市役所本庁舎については大規模改修が計画されているため、本件に伴う設置場所及び契約期間等について変更が必要な事象が発生した場合、その後の対応についてお互いに協議し決定する。

2 仕様

(1) 広告付き自治体案内板本体

- ① 縦（高さ）2,100mm×横（幅）3,800mm×奥行700mm以内の大きさで作成し、可動式とすること。
- ② 地図枠、広告枠、モニター枠で構成すること。
- ③ 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- ④ 転倒による事故防止策を十分に講じるとともに、撤去時は現状復帰し、かかる費用については事業者が負担するものとする。
- ⑤ 照明の光源は、省エネ・環境に配慮すること。また、市が状況に応じて電源の入切及び調光できるものであること。
- ⑥ 電気使用量を把握できるよう、メーターを設置すること。
- ⑦ 公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- ⑧ 広告に関する一切の責任は、本案内板を設置する事業者にある旨の記載を行うこと。
- ⑨ 本案内板の設置にあたっては、市の信頼・品位を損なうことのないよう、細心も注意を払い実施すること。

(2) 地図枠

- ① 地図枠に関しては、成田市内全域と市役所周辺等の地図を原則として構成すること。
- ② それぞれの地図には、公共施設や災害時の避難場所等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ③ 地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れたユニバーサルデザインを採用し、かつ、色覚障がい者に配慮した配色等を採用すること。
- ④ 国土地理院が定める【バリアフリー整備ガイドライン】に沿ってデザインすること。
- ⑤ スマートフォン等で地図情報を読み込める仕様とすること。
- ⑥ 地図の掲載内容は、本市の要望を反映できるよう事前に打合せを行うこと。
- ⑦ 地図の更新は、少なくとも年1回以上行うこと。変更がない場合はその限りでない。

(3) 広告枠

- ① 広告枠部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示すること。
- ② 広告を掲載できる者及び広告内容等は、「成田市広告掲載要綱」及び「成田市広告掲載基準」に定めるところによる。
- ③ 広告を掲載しようとするときは、内容確認を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- ④ 広告物の出力見本の提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができる。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。
- ⑤ 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。
- ⑥ 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- ⑦ 広告主及び広告の内容については、事前に市の承認を得ること。

(4) モニター枠

- ① モニターの大きさは、42インチ程度とするものとする。
- ② 広告と行政情報を繰り返し流せるものとする。
- ③ 行政情報のフォーマットは、市の要望を反映できるように事前に打合せを行うこと。
- ④ 行政情報は、災害等の緊急情報を流せる仕様とすること。

- ⑤ 音声は通常は OFF とするが、音量調整機能があるものとする。
- ⑥ 広告主及び広告の内容については、事前に市の承認を得ること。

3 庁舎の使用形態等について

- (1) 当事業の実施に当たり、選定された事業者は市と速やかに協議を行い、設置・運用等に係る協定を締結するものとする。
- (2) 広告付き自治体案内板の設置に当たっては、成田市財務規則（昭和44年4月19日規則第13号）に基づく使用許可を受けること。
- (3) 成田市行政財産使用料条例（昭和41年12月26日条例第43号）及び関連規定に基づく使用料を、市が指定する期日までに納付すること。
- (4) 使用者は、物件の光源等に使用する電気料について実費を負担すること。
- (5) 設置場所が有する広告価値を利用する対価として、市に広告掲載料を支払うこと。

4 その他

- (1) 本案内板の設置に係る全体計画、仕様の詳細及び施工管理について、事前に市と協議の上、計画書を提出すること。
- (2) その他、本仕様書に定めるもののほか、各種法令、成田市広告掲載要綱、成田市広告掲載基準を遵守し、それらに明記されていない細部の事項については、市の指示に従うこと。